

# 『不殺生考』

原 實

1995年12月文部省より正式認可を得、1996年4月本学は発足の運びとなったが、それに先立って1994年以来筆者は本学の設立準備委員の一人として度々文部省に出頭を要請され、又大学設置審議委員会の度び重なる厳しい試問を受けねばならなかった。その最終段階に於いて同委員会は本学認可の条件の一つとして、仏教学が『生命倫理』と『環境問題』という二つの近現代の緊急課題とどのように対決するか、それを何らかの形で本学の教科に組み込む事を要求した。

ところで筆者が専攻するインド古典文献学とは異なって、『生命倫理』といい『環境問題』といった現代的課題には未だ厳密な学問的方法論が確立しているとは称し難い。さりとてこの緊急課題を等閑に付す事は許されない。しからば文献学とこの種の近現代の問題の接点は何処に求めらるべきであるか、新しい大学院大学の発足に当たって筆者はこの問題を真剣に考えねばならなかった。

しかしながら、海外に眼をやる時 L. Schmithausen の如き筆者の尊敬する著名な仏教学者は夙に現代の『環境問題』に関心を寄せ、仏教学者としてこの種の課題に真剣に取り組んでいた。この機会に筆者は可能な限り同氏の論文<sup>1)</sup>を読んで、この種の現代的課題と古典文献学に幾つかの接点のあることを学び、その中に『不殺生』の課題のあることを発見した。蓋し広義の『環境問題』は人間とそれを取り巻く人間以外のものとの関わり合いに絡み、『不殺生』を基にしてこの問題を論じる事が可能であると考えた故である。

これより先今から約20年前、筆者は全く別の問題意識から Pāśupata 派の『不殺生 (ahimsā)』について一稿を草した。周知の通りこの派は古来『塗灰外道』と貶称されて『灰』の使用をその徴票としていたが、『灰』の使用は『不殺生』と無関係ではなかった。蓋し『灰』は物を焼いた残滓であるから、それは内に生き物を含有しない道理であり、それを身に塗り、又その中に沐浴しても生物を害する『殺生』を犯す危険はなく、且つは同派の標榜する『無所有』の徴票ともなった。<sup>2)</sup> 但しその場合『灰』は必ず他人より貰い受ける事が前提され、行者自らがそれを造る事はかたく禁じられていた。<sup>3)</sup> 自らの手に因らず、他人の手に掛かったもの (parakṛta) であれば、それを使用しても『殺生』の罪を被らずとなす考え方は見方によっては利己的であるが、他面それは或る意味で仏教の『三種浄肉』の思想<sup>4)</sup>に通じている。

小論が果たして現代の緊急課題に答えているか否かは尚不明とせざるを得ないが、ここに新しい試みの一つとして以下に私論を提示して識者の批判を仰ぎたいと考える。

## I

(1—1) 周知の通り『不殺生』は五戒 (pañca-sīla) の一つとして古くから仏典に説かれ、法典もこれを他の四徳目と共に、人間がひとしく踏み行くべき道として言及している。

ahimsā satyam asteyaṃ śaucam indriya-nigrahaḥ  
etaṃ sāmāsikaṃ dharmam cāturvarṇye 'bravīn manuḥ  
(MS. 10. 63)

『不殺生、真実 (=不妄語)、不偷盜、清浄、感官抑制 (=梵行) : マヌはこれ (ら五) を略説して四姓に (共通の) 道なりと説けり』<sup>5)</sup>

Yoga-sūtra 2. 30もそれを『不妄語』(satya) 『不偷盜』(asteya) 『梵行』(brahmacarya) 『無所有』(aparigraha) と共に五禁戒 (yama) の一に数えたが、それら諸徳目の中でも『不殺生』は就中強調され、又それらの中の最高の徳とされた。<sup>6)</sup>

ahimsāiva hi sarvebhyo dharmebyo jyāyasī matā  
(MBh. 12. 257. 6 cd)

『蓋し不殺生こそは、一切徳目 (dharma) より優れたものと考えられる』<sup>7)</sup>

それは最高の道 (dharma)、最高の苦行 (tapas)、最高の祭式 (yajña) などと言われ、<sup>8)</sup> あたかも全て歩く者の足跡が一頭の象の足跡の中に消失する様に、全ての善行 (dharma) は不殺生の中に消失すると言われる (MBh. 12. 237. 18-19)。<sup>9)</sup>

(1-2) 他面、『不殺生』は『肉食禁止』<sup>10)</sup> の思想と密接に関連していた。蓋し肉食は動物屠殺を前提としていた故である。

nākṛtvā prāṇinām hiṃsām māṃsam utpadyate kvacit  
(MS. 5. 48 ab)

『生物を殺生せずしては、曾って肉の生ずる事なし』

na hi māṃsam tṛṇāt kāṣṭhād upalād vāpi jāyate  
hatvā jantuṃ tato māṃsam tasmād doṣo 'sya bhakṣaṇe

(MBh. 13. 116. 26)

『蓋し肉は草、木、石よりは生ぜず。生物を殺して始めて肉あり。  
さればそを食するに過失あり』<sup>11)</sup>

yadi cet khādako na syān na tadā ghātako bhavet  
ghātakah khādakārthāya taṃ ghātayati vai narah

(MBh. 13. 116. 29)

『食う者なくば、殺す者あるべからず。実に殺す者は食う者の為  
に殺生なす』<sup>12)</sup>

(1—3) かししながら、『殺生』『肉食』はインドにあって最初から禁止されてきたわけではなかった。祭式文献は動物犠牲を規定し、又哲人 Yājñavalkya が牛肉を食い、仏陀が豚肉を食して下痢を催し、大勇が猫の殺した二羽の鳩肉を食した事も文献の伝えるところである。<sup>13)</sup> その起源に『慈悲』や『動物愛護』の観念よりむしろ、古くブリグ物語に見える如く<sup>14)</sup>因果応報のタブーの概念のあった事は H.-P. Schmidt の明示した所であった。<sup>15)</sup> そこには元来殺傷への戦慄と、その崇りへの恐怖があり、それは利他、博愛、慈悲、人道主義の概念と程遠い。その因果応報、報復復讐の思想を最も端的に示しているものにしばしば繰り返される肉の語 (mām-sa = me-eat) の通俗語源説がある。

mām sa bhakṣayitāmutra yasya mām̐sam ihādmy aham  
etan mām̐sasya mām̐satvaṃ pravādanti manīṣiṇaḥ

(MS. 5. 55 = / = MBh. 13. 117. 34)

『その肉をこの世において私が食う者、それが来世で私を食う者  
となろう。これ肉の肉たる所以なりと賢者達は言う』<sup>16)</sup>

かくの如く祭式文献は神々への動物犠牲を規定しているから、犠牲の功德と不殺生のそれとの間に矛盾が生じ、法典の記述に首尾一貫性を欠く結果となった事は L. Alsdorf の指摘した通りである。<sup>17)</sup> かくてヴェーダ聖典の規定する所、殺害 (vadha) も殺害とならず、傷害 (hiṃsā) も傷害とならないとされたが、この種の ritual ahīṃsā の問題は後に一括して論じる所となろう。

(1—4) この様に『不殺生』『不肉食 = 菜食』の問題は起源的にも歴史的

にも複雑で<sup>18)</sup>一元的解釈を許さないが、これらとは別に人間が生きて行く限り『殺生は不可避』となす現実論も古代インドに存在した。のみならず『人間は万物の尺度』となす Protagoras に類似した『人間中心的』(homo-centric, anthropo-centric) な考え方も古代インドに異質でない。この事実を次のマヌ法典の章句が最も雄弁に物語っている。

prāṇasyānnaṃ idaṃ sarvaṃ<sup>19)</sup> prajāpatir akalpayat  
sthāvaram jaṅgamaṃ caiva sarvaṃ prāṇasya bhojanam (5. 28)

『この（世の）凡ては生命の糧である。そは造物主の定め給いし所。動く者（動物）動かざる者（植物）の一切は（人間の）生命の糧である』

carāṇām annam acarā daṃṣṭriṇām apy adaṃṣṭriṇaḥ  
ahastāś ca sahaṣṭānām sūrāṇām caiva bhīravaḥ (5. 29)

『動かぬ者は動く者の糧、牙なき者は牙ある者の糧、手なき者は手ある者の糧、臆するものは勇者の糧である』

nāttā duṣyaty adann ādyān prāṇino 'hany ahany api  
dhātraiva sṛṣṭā hy ādyāś ca prāṇino 'ttāra eva ca (MS. 5. 30)

『食う者が食われるべき者を日々食うとも汚されず。造物主自ら、食われるべき者と食う者とを創造し給えばなり』

弱肉強食は世の常、これを敢えて奇とするに足りない。のみならず『身を殺して仁を為す』という大乘菩薩行とは裏腹に、寧ろあらゆる手段を用いても生き永らうべしとなす『生命謳歌論』も叙事詩の随所に散見する。『生は死に勝る』故に、緊急 (āpad) の場合には『延命』の為に肉食、殺生もやむを得ぬとなす思想も古典インドに異質でなく、人命救助を第一とする『医学』もその線上に位していた。

これらの諸問題を踏まえて、以下に先ず叙事詩 Mahābhārata より『殺生』『肉食』肯定の文脈を『生命謳歌論』との関連に於いて順次検討し、人間として実践可能な『不殺生』がそもそもどのようなものであったかを明らかにしたいと考える。

## II

(2—1) 先ず第1に、人間が生きて行く限り『殺生は不可避』となす文脈を紹介する。

(2—1—1) Dharma-vyādha の物語 (MBh. 3. 199)<sup>20)</sup>

Janaka 王の治下、Mithilā の地に徳の高い狩人があり、彼は肉を売って生計を立てていた。不幸にして前世に鹿と誤って仙人を射た彼は、その呪いを蒙つて今生に卑しき Śūdra の胎に宿り、殺生を事とする身となった (MBh. 3. 205. 21-206. 8)。彼と Kauśika 仙との対話は殺生を不可避となす現実論を説く。本邦でもこの部分は古く池田澄達氏によって邦訳され、<sup>21)</sup> 又第二次大戦後『商人の職業倫理』の題目の下に中村元博士によって紹介されている<sup>22)</sup> ので、以下に関連部分のみの訳出を試みる。

私のしている仕事が残忍である事に疑いはありません (1cd)

でも運命の定めは力あり、以前為した (業) は超え難い。(私の今の) 生業 (karman) は以前為した悪事の (生んだ) これまさに過失です。この過失を撲滅せんと私は今励んでいるところです

(2)

運命によって既に定まっているとすれば、屠殺者は (唯単なる) 機会因 (nimitta) となりましょう。私達はこの業の機会因となっているのです (3)

屠殺されてその肉を私共が売っている動物達も、(それが) 神様や御祖先様へのお供え、客人の歓待、被扶養者の食事となる事により、(如何程か) 功德 (dharma) を積みます (4)

薬草、草、家畜、野性動物、鳥は人々の食べ物として食べてもよいものであるとは聖典も伝えております (5)

『祭火は (agni pl.) は肉を欲する』とは聖典も伝えてあります。祭りに於いて何時も沢山の家畜がバラモンによって殺されています。でも真言 (mantra) によって浄められて (saṃskṛta) 彼等も天界を得るという事です (9)

そもそも祭火 (agni, pl.) にして若し肉を欲しなかったなら、誰

も肉など食べなかったことでしょう（10）

ここに、賢者達は肉食に関する規則を述べています。『常に先ず神々や祖霊にお供えしてから規則に従い、信心籠めて食べる者（yathā-vidhi yathā-śraddham）は肉食によって穢れる事はない（11）

こうしていれば、彼は（肉食しても）肉食者とはならない』と聖典は伝えています。それは（丁度）正しい時機（ṛtu）に妻に近づくバラモンは梵行者（禁欲童貞 brahmacārin）である（と言うのと同じです）（12）

誠と嘘（satyānr̥te）を決めるにも（同じような）規則が述べられます。（13ab）

『己が義務（svadharma）』と私は（この生業を）捨てません。<sup>23)</sup> 以前に為した業の結果とあって、この生業によって私は生計を立てています（14）

この世で己が生業を捨てる者には悪があり（adhharma）、己が生業に邁進するは善（dharma）と決まっています（15）

いかにも以前に決められている業はその人を離しません、造物主は（悪）業除去（karma-nirṇaya）の方途（vidhi）を幾つも用意して下さいました（16）

それで、残忍な生業に従事する者は、一体どうしたら（生）業を（少しでも）善いものに為し得るのか、又どうしたらこの屈辱から逃れ（得）るのかを考えねばなりません。この恐ろしき（悪）業（karman）除去（nirṇaya）（の方途）はいくらでもある筈ですから（17）

それで私は布施を為す様（dāna）、嘘をつかぬ様（satya-vākya）、親に孝行する様（guru-śuśrūṣaṇa）、バラモンを供養する様（dvijāti-pūjana）にと常に人倫の道（dharma）に励み、人を蔑んだり（ativāda）、己を高しとする思い上がり（atimāna）を慎んでいます（18）

『農耕は善なり（kr̥ṣiṃ sādhu）』<sup>24)</sup> と人々は思っていますが、農耕に於いて殺生はひどいものです。鋤で耕しながら人々は大地に

住んでいる多くの生き物を殺し、将又他の多くの命を色々な仕方で傷つけています。貴方はこれをどう思いますか (19)

人々がお米その他と称しているものは穀物の種子で、それらは全て生命を宿しています。貴方はこれをどう思いますか (20)

人々は家畜を襲って殺し、又食べます。樹木、薬草も人は伐採します (21)

樹木や果実の中にも多くの命 (jīva) が宿っています。水の中でもそうです。貴方はこれをどう思いますか (22)

世界中、あまねくどこでも生物は (他の) 生物を (己が) 生命の糧としています。魚は (就中顯著で弱肉強食、) 共食いをしています。貴方はこれをどう思いますか (23)

様々な仕方で、生類は生類によって生きています。生物は互いに食べ合っているのです。貴方はこれをどう思いますか (24)

歩いているだけでも (caṅkramyamāṇa)、人々は両足で地面に住んでいる多くの生命を傷つけているのです。<sup>26)</sup> 貴方はこれをどう思いますか (25)

如何程気を付けていても (jñāna-vijñānavantas?)、人々は座っていても、横になっても色々な仕方で (他の) 生命を傷つけているのです。貴方はこれをどう思いますか (26)

この全世界、虚空も大地も生命あるものに満ち溢れています。そして人々は知らずに (avijñānāt) それらを傷つけているのです。貴方はこれをどう思いますか (27)

『不殺生』と昔の人は言っていますが、いい気なものです (uktaṃ.....puruṣair viśmitaiḥ purā)。この世で一体誰が (他の) 生命を傷つけないで (生きていられま) しょうか。よく考えて見れば、この世の中では不殺生の実践者など一人も居ません (nāsti kās cid ahiṃsakaḥ) (28)

不殺生を旨としている行者でも殺生をしているのです。ただ、心掛けていたので、殺生の程度が幾分なりとも少ないと言うことでしょう (29)

名門の出身で、優れた徳を具えたお歴々でもとても恐ろしい事を

しているのです。それでも彼らには恥じる気配もありません  
(30)

友は友、敵は又敵で、互いに正しい行いや見識を持つ人を避けま  
す (31)

親族同士も他が成功するのを喜びません。愚かな者は自分を学有  
りと思って師を侮ります (32)

この世は矛盾だらけで、善と悪とは表裏一体です (dharma-yu-  
ktam adharmam)。<sup>25)</sup> 貴方はこれをどう思いますか (33)

善悪 (dharmādharma) に就いて、生業 (karman) に就いて  
色々と言う事が可能です (そこには絶対的基準はありません)。  
(それなら) 己が生業 (svakarman) に勤しむ者が令名を得るこ  
ととなりましょう (34)

彼は自らの生業を残忍なものと認めているが、それは宿業の致す所として  
最初からこれを諦めている。彼は屠殺に従事しても、それは運命の定める  
所で、自らを運命の定めを偶々執行する機会因 (nimitta) に過ぎずと割  
り切っている。草木鳥獣は人間の生活の糧であるのみならず、神々のため  
の祭式は動物を犠牲に供するよう勧める。狩人として屠殺を生業とする以  
上、本務に邁進するのみで、それを怠るべきでないと確信している。但  
し、生業が残忍な業であることは事実であるから、それを贖う為に布施、  
不妄語、親孝行等の世に認められた善業を修めるべく努力している。彼は  
再三再四 『貴方はこれをどう思いますか (tatra kiṃ pratibhāti te)』  
(19, 20, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 33) と訊ねては世の矛盾を衝く。彼  
は人間が生きている以上、殺生は不可避な現実である事を訊すのである。  
農耕すれば大地に住む生命を傷つけ、米と言っても生命を宿す種子に他な  
らない。人間は家畜を駆り、草木を伐採する。地にも水にも虚空にも、こ  
の世には到るところ生命あり、己が生命の維持のために弱肉強食は、それ  
を意識する、しないにかかわらず行われているのが現状である。行住坐  
臥、瞬時たりとも生物を傷つけずに生きて行く事は出来ない。この現実を  
直視すれば『不殺生』を説いてみてもそれはせいぜい程度の差に留まり、  
真の『不殺生』の実践者などこの世に存在しない。更に一般に『善』を勧



めているけれども、人間は元来『性悪』であるから同胞を愛するどころか妬み恨み、弟子は又師を軽んじる。この世は矛盾だらけで、善悪の絶対的基準も立て難い。このように懐疑的になれば『五戒』の第二の『不妄語』にも抜道があって、『嘘も方便』となり『梵行』も正妻と適時に交われば禁欲童貞の誓いに悖らぬと読み替える事 (3. 199. 12) が可能となる。

(2—1—2) Bhīma の武人遁世批判 (MBh. 12. 15)

同類の殺生不可避の思想は MBh. 12. 15に語られる。ここに於いて Yudhiṣṭhira は過ぎし大戦の日々を回顧し、敵人殺害を可となす己が生業を呪い、森に退こうとする。彼の自責の故なきを説いて慰める弟 Arjuna の所説は、王族 (kṣatriya) の義務と世を治める為の『懲杖』 (daṇḍa) の必要性を説くが、関連部分を訳出すれば以下の通りである。

懲杖は人民を統治なす。懲杖こそ一切を守護なす。懲杖は一切の眠る間にも目覚めて (眠る事なし)。賢者は懲杖を正義 (dharma) (に等し) と知る (2)<sup>27)</sup>

梵行者も、家長者も、林住者も、遊行者も、人は皆、懲杖を怖れれば (daṇḍasyaiva bhayād) こそ、己が分限を守る (12)

怖れさえ無くば、何人も祭式をなさず、布施を欲せず、約束 (samaya) も守らんと欲せず (13)

敵の急所を撃たず、残忍な業をなさず、又漁師の如く殺害を為さずして、人は大なる成功 (mahatī śrī) を収めず (14)

殺害なしにこの世に名を留むること (kīrti) なく、財産 (vitta) もなく、将又家臣 (prajā) もなし。インドラはヴリトラを殺して始めて大インドラ (mahendra) となれり (15)

神々とて殺害者たるもののみ世人はいたく尊崇なす。ルドラは殺害者なり、スカンダも然り、シャクラ、アグニ、ヴァルナ、ヤマ 又然り (16)

人々は、これら神々の権力に靡いて彼らに礼拝なす。されど (殺生を事とせぬ) 梵天、造物主 (dhātṛ)、プーシャンには曾って礼拝することなし (18)

一切生類に対し中立 (平等)、克己心あり、寂靜を旨となす (こ

れら三柱の) 神々を祀る者は (稀なり。彼等は) 一切の営みに於いて寂靜なる或る (少数の) 人々のみ (19)

余はこの世に於いて殺生なさずして (ahimsā) 生くる者を見ず。蓋し生類 (sattva) は生類によって生き、力ある者は力弱き者によって生く (20)

ナクラは鼠を食い、猫はナクラを食い、犬は猫を食い、猛獸 (豹? vyāla-mṛga) は犬を食う (21)

それら総てを人間 (puruṣa) が食う。見よ、こは伝来の掟 (dharmo yathāgata) なり。動く物、動かざる物 (動植物) の一切は (人間の) 生命の糧なり (22)

こは神の定め給いし掟なれば、賢者はこれに迷わず。(神の) 創造されしままに (yathā sṛṣṭa)、君は (武人として) あるべし、又生き行くべし (23)

喜怒 (哀樂) を制して、森に退く如きは (武人にとりて) 愚の骨頂。(森に退く) 苦行者とて殺生なしに命を繋ぐ事なければなり (24)

水の中にも、大地にも、果実の中にも多くのいのち (prāṇa) あり。それらを傷つけぬ者となし。生命永らえる限りは (25)

或る生物は微細故に、(その存在を) 推論によって確認し得るのみ (tarka-gamya)。彼らは (人間の) 瞬きするのみにても身体喪失なす (26)

忿怒と羨望 (krodha-matsara) を去って牟尼達、村を後にするも、彼ら尚森にあって家庭を構える (kuṭumba-dharma) を見れば、その混乱も著しき (27)

大地を拓き、薬草を切り、樹木その他を伐採なし、鳥獸を殺して人々は犠牲祭 (yajña) を執行す。而して彼らは天界を得る (28)<sup>28)</sup>

弱肉強食はこの世に常、殺生なしには生命保持すら不可能である。それは夙に神の定める所であったから、今更人間、就中武士たる者がくよくよするに及ばない。この世に存在する一切は人間の生命の糧 (prāṇasyānnaṁ idaṁ sarvaṁ 22) であると言われる。<sup>29)</sup> のみならず、この世に大を為す

者は必ず他を傷つけ、神々とてもその例外ではない。人は『不殺生』を口にするが、この世は綺麗事では済まされない。従って、懲杖によって秩序を守り、人民守護を本務となす武士にして殺生を悔いて森に退く如きは愚の骨頂、森に退いても人は命永らえる限りは生き物を傷つけ、又殺す。ここに *yadi daṇḍo na pālayet* (若し懲杖にして守らずんば) の句は繰り返されて (7, 37-42, 45)、懲杖は *dharma* に等しとされ、生物はもと皆『性悪』で、人も動物も懲杖への恐れ故に規矩を外れないと言われる (36-43)。この世には100%善なるものも (*atyanta-guṇavat*)、悪なるものも (*atyanta-nirguṇa*) なく、全ての営みには常にいかほどか善悪 (*sādhv-asādhv*) の両者が見られる (50)。

*Bhagavadgītā* において *Kṛṣṇa* が *Arjuna* に『何人も一瞬間たりとも行作をなさずして在ることなし』(3. 5)『汝無作たらんか、その肉体の維持すら成就せざるべし』(3. 8)『肉体ある者にとり、行作は残りなく棄てらるるを得ず』(18. 11) と説いた様に、ここで *Arjuna* は *Yudhiṣṭhira* に『生物を傷つけずんば、瞬時たりとも人は生き得ず』と説く。<sup>30)</sup> 我々はここに『不殺生』を美德となす世の理想論に対して、この様な峻厳な現実論<sup>31)</sup>も又古代インドに存在したことを知る。

## (2-2) *Viśvāmitra* の犬肉食用物語 (MBh. 12. 139)

同様の『現実論』は又 MBh. 12巻の *Viśvāmitra* 物語に見える。

叙事詩の一節に、

*jīvitam hi parityajya bahavaḥ sādhave janāḥ*  
*sva-māmsaiḥ para-māmsāni paripālya divam gatāḥ*  
 (MBh. 13. 115, 15)

『蓋し善き人々は (己が) 生命を捨て、己が肉により他の肉を守って天界に赴く』

と謳われて『身を殺して仁を為す』高邁な思想が物語られ、それは又大乗菩薩行を想起せしめるが、これとは逆に『生命あつての物種』(*jīvan....*)『生は死に勝る』(*jīvitam maraṇāc chreyas*) に類する思想も古代インドに異質でなかった。世に言う『火急時の法』(*āpad-dharma*)<sup>33)</sup>の規定もこの『人命尊重』の思想を大前提としているが、その最も顕著な例は有名

な Viśvāmītra の犬肉窃盗、攝取物語 (MBh. 12. 139)<sup>34)</sup> に見られる。<sup>35)</sup>

ひどい飢饉の折りに、Viśvāmītra は賤民 (Caṇḍāla) の家に宿を乞い、そこに犬の肉を見て、空腹の余りそれを盗んで食べようとした。夜半に賤民はそれに気付いて彼を咎める。その物語と両者の会話の一斑を示せば、以下の通りである。

『彼は物乞いしつつ、何一つ手に入らなかった。肉も、果実も、球根も』 (32)

憔悴して、彼は大地に倒れ、そして考えた。

『空しく死なない様にするには一体どうしたら良いのだろうか (katham vṛthā na mṛtyuḥ syād iti)』と (34)

彼は賤民の家の中にたった今刃物で殺されたばかりの犬の肉を見つけて考えた。

『今や、生命を永らえる為に (prāṇa-dhāraṇe) 他の方途がないのだから、ここで私は盗みをしよう (steyaṃ kāryam)』 (36)

火急 (āpad) の際には劣れる者、同等の者、優れた者から盗んでも良い事になっている。劣れる者よりの盗みはその中でも最も罪が軽いから、私が今ここで賤民から物を盗んでも罪にはならない (39)。そう考えて彼は夜半、皆が寝静まった頃ひとり起きて厨房に入った。その時、目覚めていた賤民に見つかって彼は咎められる。飢餓故に敢えて犬の臀部の肉を盗む決心をした次第を彼は賤民に詳らかに述べる (47-50)。

『火神 (agni) は神々の口にして、彼らの先導者、その足は淨い (śucipād?)。 (されど時到来ば) この神とても (brahmā, 梵天?) (淨不淨の) 一切を食らう (sarva-bhuj)。余も又かくの如しと知れ』 (51)

賤民はこれに対して『犬は動物中の最低 (不淨)、その又臀部は犬の身体の中の最低である (53)』と言い、賤民の持ち物で、しかも食べてはいけないものを盗むことは功德を減する所以であると意見する。原典の伝承が悪く、細部に疑義なしとしないか、これに答えて彼は言う。

『死にそうな状況にあれば、何を為してもともかく人は生くべきである (abhyujjivet)。元気を回復して (から再度) 人倫の道を

履み行き、功德を積みばよい (59)

武士の道は帝釈天 (Indra) の道、バラモンの道は火神 (Agni) の道。梵火 (brahma-vahni) は我が力、されば、余は飢餓の故に肉 (? samayaṃ kṣudhā, l. v. śamayan kṣudham, bhakṣyāmy enām śva-jāghanīm) を食わんとす (60)

人若し何らかの仕方で生き永らえ得るのであれば、(己を) 痛めつける事なくそを為すべし。生は死に勝る (jīvitam maraṇāc chreyas)。生きている限り、人は善を行い、その功德を得る (jīvan dharmam avāpnuyāt) (61)

されば余は命永らえんと欲して、食うべからざる物をも敢えて食う。よくよく思量して (buddhi-pūrvam) 心に決めた事なれば、君も理解したまえ (62)

命永らえて人倫の道を履み行かん (jīvan dharmam cariṣyāmi)。そして (肉食の) 不浄を払うべし (praṇotsyāmi aśubhāni ca)。苦行により、又学により。あたかも光明が大暗闇を払うが如く (63)

苦境に在っても挫けず、あらゆる手段によってともかく生き延び (jijīviṣuḥ sarvopāyair upāya-jñō dīnam ātmānam uddharet 92, jīvitavyaṃ sadā bhavet 12. 139. 93. cf. 12. 139. 11), 生命を尊しとなして (jīvitam bahu manye 'ham MBh. 6. 46. 13), 命拾いした残余の生命 (jīvitasya śesa) によって善 (tapas, dharma) を積まんとなす決意 (MBh. 6. 46. 14, 6. 103. 23) や、『生き永らえる限り』(jīvan...) と云って生命を謳歌する章句は叙事詩に繰り返される (jīvan dharmam avāpnuyāt 12. 139. 61, dharmam cariṣyāmi 63, puṇyam avāpnoti 93, jīvaṃś cariṣyāmi mahā-pavitram 12. 139. 82, jīvan punar upārjayet 12. 129. 6, jīvan bhadrāṇi paśyati 3. 240. 36)。<sup>36)</sup>

### III

所謂 Food-chain として『弱肉強食の現実』が存在し、人間が生きている限り『殺生は不可避』である事情は上の物語に見た通りであるが、

『殺生許容』はより組織的に『祭式供犠』（時に『客人歓待』を含む）と『生命保持』に集約される。次にこの点を簡単に解説するであろう。

(3—1—1) 『祭式犠牲』の伝統の下にあって動物殺害は必要不可欠とされるから、『殺生許容』の文言は先ず神祖を祀る『祭式』の文脈に現れる。

先ず『神』『祖先』を祀って後の『肉食』は穢れをもたらさない。

krītvā svayaṃ vāpy utpādya paropakṛtam eva vā  
devān pitṛṃś cārcayitvā khādan māṃsaṃ na duṣyati

(MS. 5. 32)

『買ったものであれ、自ら手を掛けたものであれ、或いは他人によって提供されたものであれ、神々或いは祖先を敬った後に肉を食べても（罪に）汚されない』

のみならず、造物主自ら動物を祭式の為に創造しているのであるから、祭式の為の殺害 (vadha) は殺害にならぬ (avadha) とされる。

yajñārthaṃ paśavaḥ sṛṣṭāḥ svayaṃ eva svayaṃbhuvā  
yajñasya bhūtyai sarvasya tasmād yajñe vadho 'vadhaḥ

(MS. 5. 39)

『動物は造物主自らにより供犠のために創造された。供犠は一切の繁栄のために（創造された）。されば、供犠における殺害は殺害に非ず』<sup>37)</sup>

又、次のように言われている。

ya veda-vihitā hiṃsā niyatāsmiṃś carācare  
ahiṃsām eva tāṃ vidyād vedād dharmo hi nirbabhau

(MS. 5. 44)

『ヴェーダに規定される動、不動のものに対する制限付きの殺害は殺害ではないと知るべし。何故なら正しい生き方はヴェーダに発する故に』

祭式のためならば『殺害』(vadha) も『殺害』に非ず (avadha)、又 Veda の規定する所であれば『殺生』(hiṃsā) も『殺生』に非ず (ahiṃsā)<sup>38)</sup> とされた。

神祖の為の『祭式犠牲』と並んで今一つの『肉食許容』は『客人、就中

バラモン歓待』に見られる。客人来訪の折りに彼を歓待し、自らも肉食する事は家長期にある者の義務とされていた。<sup>39)</sup>

niyuktas tu yathā-nyāyaṃ yo māṃsaṃ nātti mānavaḥ  
sa pretya paśutāṃ yāti sambhavān eka-viṃśatim (MS. 5. 35)  
『(祖先祭と客人歓待の) 任に在りながら、規定に従い肉食せぬ者  
は、死後21回家畜となって誕生す』

Kullūka は niyukta を開いて śrāddhe madhu-parke ca と注釈している。

(3—1—2) ところで、もとの世に於ける動物<sup>40)</sup>植物としての生存<sup>41)</sup>は以前になした『悪業』の報いとして既に『不幸』のそれであった。マヌ法典12. 52-69はこの世で悪事を為した者が来世に生まれ替わるべき動植物を列挙するから、現世に動植物として存在している事自体が既に悪業懲罰の結果であった。その意味では動植物は祭式に犠牲に供せられる事によって現状を脱却し、来世により高い境位に到ると信じられていたこととなる。

ośadhyāḥ paśavo vṛkṣās tiryāñcaḥ pakṣiṇas tathā  
yajñārthaṃ nidhanaṃ prāptāḥ prāpnuvanty ucchritiḥ punaḥ  
(MS. 5. 40)  
『供犠のために死に到った草、家畜、木、獣、鳥は再び優れた生  
を獲得する』<sup>42)</sup>

犠牲に供えられた動植物のみならず、祭式の為に殺戮なすバラモン自身も相応の功德を得た。

eṣv artheṣu paśūn hiṃsan veda-tattvārthavid dvijaḥ  
ātmānaṃ ca paśuṃ caiva gamayaty uttamāṃ gatim  
(MS. 5. 42)  
『ヴェーダの真意を知って、これらの目的の為に動物を殺すバラ  
モンは自己と動物を最高の帰趨に赴かしむ』

犠牲に供えられた動物達に次世の『上昇』(ucchriti, uttama gati) が約束されていた事は又犠牲獣自らが確信していた所であった。その事実は次の物語 (go-kapīliya-saṃvāda) によっても知られる。Kapila 仙人は犠

牲に供せられる獣を見て憐憫の情抑え難く、動物犠牲を標榜するヴェーダの權威を疑って、それを聖仙 Syūmaraśmi に質したが、後者は將に犠牲に供せられんとしている雌牛の体内に入り、雌牛の言として次の様に言う。

paśavaś ca manuṣyāś ca drumāś cauṣadhibhiḥ saha  
svargam evābhikāṅkṣante na ca svargas tv ṛte makham  
(MBh. 12. 260. 24)

『家畜も人間も草も木も皆ひたすら天界を欲す。されど祭式犠牲を措いては天界（に到る道）なし』<sup>43)</sup>

犠牲に供せられた動物が死して『よりよき境遇を得』又『天界を得る』とあれば、祭式の為の殺生は彼らの『忌まわしき動物としての境遇から脱却せしめる所以』となり、祭式における殺害は寧ろ人間の彼等への幫助的行為とさえ考えられた。<sup>44)</sup> この問題は更に発展してより重大な saṃsāra-mocaka の概念に関連する<sup>45)</sup>が、ここでは唯神祖のための『祭式』を基準として『殺生』『肉食』の可否が論じられている事情を見るに留める。(3—2—1)『火急時』(āpad) に生命保持のためならば『肉食』が許されていた。既述の如く聖仙 Viśvāmitra は飢饉の折りに犬の肉を食して延命を計ったが、この故事は法典の中に成文化されている。

kṣudhārtaś cāttum abhyāgād viśvāmitraḥ śvajāghanīm  
caṇḍāla-hastād ādāya dharmādharma-vicakṣaṇaḥ  
(MS. 10. 108)

『法と非法を弁えていた Viśvāmitra は空腹に苦しみ、賤民の手から犬の腰部を取り食べようとした』

法典はこの他、飢餓に対処した (kṣut-pratikāra) Ajāgarta, 自己の生命を守らんとした (prāṇānāṃ parirakṣārtha) Vāmadeva, 飢餓に苦しむ (kṣudhārta) Bharadvāja の故事を挙げて (10. 105-107)、次の様な一般的規則を述べる。

jīvitātyayam āpanno yo 'nnam atti yatas tataḥ  
ākāśam iva pañkena na sa pāpena lipyate (MS. 10. 104)

『生命の危険に遭遇した（バラモンが）（その身分を問わず）誰か



ら食物を（貰い受けて）食するも罪に染まらず。あたかも虚空が泥土により穢れざる如し』

前述の『祭式供犠』と並び称してマヌ法典は次の様に言う。

prokṣitam bhakṣayen māṃsam brāhmaṇānām ca kāmyayā  
yathā-vidhi-niyuktas tu prāṇānām eva cātyaye (MS. 5. 27)

『(聖句が唱えられ) 水を注がれて浄められた肉は食してもよい。  
またバラモンが欲する時、規定に従って（供犠における食事に）  
指名された時、及び生命に危険がある時には（肉を食してもよ  
い）』

(3—2—2) ところで、『火急』の最たるものは『病氣』に他ならないから、『病氣』という火急を救い、延命を図る『医学』もその線上に位する道理である。<sup>46)</sup> 果たして精神異常の比丘 (amanussikābādha) のための生肉 (āmaka-māṃsa)、生血 (āmaka-lohita) の使用も仏典にあって『生命保持』の文脈に於いて容認される所となった。<sup>47)</sup> その意味では医者  
は古来 prāṇābhisara (生命の救主、Caraka 1. 29. 4-5) と称せられた<sup>48)</sup>  
が、人命救助を目的とする医学は時に暴力を振う必要に迫られる。それら  
は就中外科医において顕著で、彼等は医者の中でも Śalya-kṛnta, Śalya-  
kartṭr (槍で切断する者) と称せられた。

しかしながら若し慈悲 (maitrī-kāruṇya) を旨とする医師にして (Caraka 1. 8. 29)、患者の生命が他を『殺生』する事によってしか救い得ぬ場合、このジレンマは如何にして解決されるであろうか。Cakrapāṇidatta は上述 Caraka の注の中で次のように言っている。

yadi hiṃsopārjita-māṃsopayogaṃ vinā puruṣo na jīvati, ato  
hiṃsām karoti, tadā “sarvatrātmānaṃ gopāyīta” iti veda-  
-vacana-vihitatvāt tathāvidha-hiṃsā na pratyavāya-hetuḥ.  
jīvanopāyāntara-saṃbhava tu puṣṭy-ādi-prayojanā hiṃsā  
pratyavāya-hetur eva (Cakrapāṇidatta ad CS 1. 1. 8. 29)

『若し、殺生によって得られた肉を使用しなければ、この人は死んでしまう』という場合には、『いかなる場合でも自分自身を守るべし』とヴェーダの文言に規定されている故に、この種の殺生

は罪をもたらさない。これに反して、生存の手段が他にあるにも拘らず、享受等の動機での殺生は罪をもたらず』<sup>49)</sup>

現代の臓器移植を思わすこの文言にあって、咎めらるべきは *rāga*（貪染）に基づく『殺生』で、人命救助の火急時の殺生は罪（*pratyavāya*）を惹起する事はない。

(3—3) しかしながら、これら二つの場合以外に『肉食』することは、その大義名分を欠く故に禁じられている。

先ず第一に『神祖』に捧げずして肉食する者ほど罪深い者はないと言われる。

*sva-māṃsaṃ para-māṃsena yo vardhayitum icchati  
anabhyarcya pitṛn devāṃs tato 'nyo nāsty apuṇyakṛt*  
(MS. 5. 52)

『祖先や神々を敬わず、他の肉によって己が肉を肥やさんと欲する者より不善業なすものは存在せず』<sup>50)</sup>

『祭式』の為の『肉食』は神の定める掟であるが、それ以外の『肉食』はこれに反して羅刹の掟と言われる。

*yajñāya jagdhir māṃsasyety eṣa daivo vidhiḥ smṛtaḥ  
ato 'nyathā pravṛttis tu rākṣaso vidhir ucyate* (MS. 5. 31)

『肉食は供犠のためにあるとは、これ神の定め給いし掟なりと伝えられる。されどこれ以外に進んで肉食なすは羅刹の掟と称せらる』<sup>51)</sup>

同様に、

*yajuṣā saṃskṛtaṃ māṃsaṃ upabhuñjan na duṣyati  
pṛṣṭha-māṃsaṃ<sup>52)</sup> vṛthā-māṃsaṃ putra-māṃsaṃ ca tat  
-samam* (MBh. 13. 148. 17)

『Yajusによりて浄化されたる肉を食らうも穢されず。されど背肉と妄りに肉〔食する〕と、息子の肉は等し（と知るべし）』

『火急時』でもないのに（*anāpad*）肉食する不心得者は、死後その動物に食われる運命にあった。

*nādyād avidhinā māṃsaṃ vidhijño 'nāpadi dvijaḥ*

jagdhvā hy avidhinā māṃsam pretas tair adyate 'vaśaḥ  
(MS. 5. 33)

『掟を知るバラモンは緊急時でない時に掟を無視して肉を食してはならない。何故なら掟に従わずに肉を食する時、彼は必然的にそれら（食した動物）によって食われるからである』

(3—4) 一般に上層三階級の svadharma には或る意味で悉く「殺生」が必然的に含意されていた（バラモン：供犠、王：戦争、庶民：農耕、屠殺）が、<sup>53)</sup> その中でも特に王族武士階級には「殺生許容」に「狩獵」(mr̥gayā) が含まれていた。もとより狩獵は賭博、昼寝、飲酒、女性等と共に『欲 (kāma) に基づく王族十悪 (vyasana)』の一つとして法典 (MS. 7. 47, 50, VS. 3. 50) その他 (MBh. 12. 28. 31, NS, 15. 20-43) に非難の対象として言及されるが、<sup>54)</sup> 別の文脈では狩獵は効用あるものとして称賛されている。<sup>55)</sup> 有名な Pāṇḍu 王が鹿に扮して交會中の Kindama 仙を射た物語の中で、王は自らの所行を弁護するが、そこでは狩獵と尚武が並び称せられる。

śatrūṇāṃ yā vadhe vṛtṭiḥ sā mṛgāṇāṃ vadhe smṛtā  
rājñāṃ mṛga na māṃ mohāt tvaṃ garhayitum arhasi (12)  
acchadmanāmāyayā ca mṛgāṇāṃ vadha iṣyate  
sa eva dharmo rājñāṃ tu tad vidvān kiṃ nu garhase  
(MBh. 1. 109. 13)

『王族にとり、敵殺害の規則は又鹿殺害に適用される。されば鹿よ、汝誤って余を咎むべからず。欺瞞、詭計によらずんば、鹿を殺すは承認されてあり。そは王族の道なれば、知ある者よ、汝は何故に（我を）咎むるや』

kṣatriyāṇāṃ tu yo dr̥ṣṭo vidhis tam api me śṛṇu  
vīryeṇopārjitaṃ māṃsam yathā khādan na duṣyati (16)  
āraṇyāḥ sarva-daivatyaḥ prokṣitāḥ sarvaśo mṛgāḥ  
agastyena purā rājan mṛgayā yena pūjyate (17)  
nātmānam aparityajya mṛgayā nāma vidyate  
(MBh. 13. 117. 18ab)

『王族武士に認められたる掟を我より聞け。英雄的行為もて得られたる肉を食うも彼は穢れることなし。

野性の獣は皆悉く一切神に捧げられたるものとして浄められてあり。Agastya仙も狩猟を貴べり。蓋し己が身を挺する事なくしては、狩猟あらざればなり』

武士が狩猟に出掛けるのは、彼が戦場に身を挺して戦うために出陣するに似て、詭計に拠らず、正々堂々と相手に対峙する挺身性は武士道に適うと見なされ、相手を殺してその肉を食うも、彼はそれによって罪を得る事がなかった。<sup>56)</sup> 更に叙事詩や王道 (nīti) 論書の幾つかは『狩猟の効用』を述べている (AS. 1. 21. 23, 8. 3. 46, NS, 15, 26)。<sup>57)</sup>

しかし、より本質的にはそれはバラモンとは異なる王族武士階級の義務に由来していた。<sup>58)</sup> 既述のバラモンの武士 Yudhiṣṭhira<sup>59)</sup> への Arjuna の忠告に見た如く、人民守護 (prajā-pālana) の責務を負う王族武士<sup>60)</sup> は聖職者と異なり<sup>61)</sup> 破邪顕正、勧善懲悪 (kaṇṭhaka-śodhana) を旨として寧ろ必要時に権力、暴力の行使<sup>62)</sup> を必須としていた故である。<sup>63)</sup>

#### IV

然らば『殺生』して悪となるのは厳密にはどのような事であるのか。それは上述二種（神祖祭式と火急時）乃至三種（それらと客人歓待）の状況下でないにも拘わらず、従って然るべき大義名分もなしに、濫りに動物を殺し、その肉を食う事を意味している。そしてそれはしばしば梵語副詞 vr̥thā（欲するままに、必要でもないのに、濫りに空しく）<sup>64)</sup> の語によって示された。以下にその用例の幾つかを紹介するであろう。

(4-1) 先ずマヌ法典の用例を検討する。

yāvanti paśu-romāṇi tāvat-kṛtvo ha māraṇam  
vr̥thā-paśu-ghnaḥ prāpnoti pretya janmani janmani  
(MS. 5. 38)

『理由なく (vr̥thā) 動物を殺す者は、死後（彼が殺した）動物の毛の数だけ<sup>65)</sup> 再生し、その度毎に死（殺される苦痛）を経験する』

Kullūka は *vr̥thā* を *ātmārtham* (自分のために) と注釈している。

na tādr̥ṣaṃ bhavaty eno mṛga-hantur dhanārthinaḥ  
yādr̥ṣaṃ bhavati pretya vr̥thā māmsāni khādataḥ (MS. 5. 34)  
『(生活) 費を求めて獣を殺す者 (獵人等) が (死後に得る) 罪と  
ても、理由なく (*vr̥thā*) 肉を食う者ほどには重くない』

Kullūka は *vr̥thā* の語を *adeva-pitr̥-śeṣabhūta-māmsa* (神祖に供えた残りの肉でないもの) と注釈している。この種の肉食者は生計を屠殺によって得ている屠殺業者や獵人より罪深いと言われる。

或る文脈は無闇に家畜を殺害してはならないと戒めている。

na tv eva tu vr̥thā hantuṃ paśum icchet kadācana  
(MS. 5. 37cd)

『されど、ゆめ、理由なく家畜を殺さんと意図すべからず』

Kullūka は *vr̥thā* の語を *devatādy-uddeśaṃ vinaiva* (神々などの為でないのに) と注釈している。

同様の *vr̥thā* の副詞は樹木、植物の伐採 (*ālambha, cheda*) にも現れて『濫伐』の義となる。

kr̥ṣṭajānām ośadhīnām jātānām ca svayaṃ vane  
vr̥thālabhhe 'nugacched gāṃ dinam ekaṃ payo-vrataḥ  
(MS. 11. 144=VS. 50. 50) (cf. YS. 3.276)

『耕地に生え、又森に自生なす植物を濫りに伐採なす者は、乳のみ飲むを旨とし、一日中雌牛の後に従い行くべし』

Kullūka は *vr̥thālabhhe* の合成語を *niḥprajojana-chedane* (然るべき動機、理由なき伐採) と注している。<sup>66)</sup>

マヌ法典は『神祖の為の祭式』と『客人歓待』といった大義名分なく、理由もなしに、欲望の赴くまま無闇に動物を殺し、又肉食する事を極めて罪深い『悪』と考えていた。既述の通り、生きて行く限り殺生が不可避とあれば、古代インドの『不殺生』とは『必要もないのに、濫りに (*vr̥thā*) 殺生をしない事』に他ならない。濫りに傷つける事にこそ我々は『殺意』『悪意』といった意思 (*vr̥-*) の存在を認める故である。<sup>67)</sup>

(4—2) 同様に叙事詩にも『理由無く』『必要でもないのに』の意味に用

いられる vṛthā の語は供犠以外の『殺生』との関連において言及される。

aprokṣitam vṛthā mām̐sam vidhi-hīnam na bhakṣayet  
bhakṣayan nirayaṃ yāti naro nāsty atra saṃśayaḥ  
(MBh. 13. 116. 42)

『(供犠のため) 浄められず、(聖典に) 規定されざる肉を濫りに  
食うべからず。食せば人は地獄に到る。ここに疑いなし』

havir yat saṃskṛtaṃ mantraiḥ prokṣitābhyukṣitaṃ śuci  
vedoktena pramāṇena pitṛṇāṃ prakriyāsu ca  
ato 'nyathā vṛthā-mām̐sam abhakṣyaṃ manur abravīt  
(MBh. 13. 116. 50)

『真言により聖別され、ヴェーダに述べられたる權威により浄め  
灌がれたる供物は清浄なり。祖先祭に於けるも然り。<sup>68)</sup> されどそ  
れ以外に、濫りに肉を食うべからずとマヌは言えり』

名君の治世の下に、鳥獣は無闇に殺される事はなかったと言われる。

vadhaḥ paśu-varāhāṇāṃ tathaiva mṛga-pakṣiṇām  
śaṃtanau pṛthivīpāle nāvartata vṛthā nr̥pa (MBh. 1. 94. 13)

『Śantanu 王在位の間、家畜野獣、野猪も鳥も無闇に殺害される  
事なかりし』

贖罪 (prāyaścitta) を必要とする悪事列举の中で Vyāsa は言う。

vṛthā-paśu-samāmbhī<sup>69)</sup> vana-dāhasya kāraḥ  
anṛtenopacartā ca pratiroddhā guros tathā (MBh. 12. 35. 7)

『理由なく家畜を殺す者、森に放火する者、詐欺師、長上に背く  
者』

人間は家畜を無闇に殺しても、又殺させてもいけない。

vṛthā-paśu-samāmbhaṃ naiva kuryān na kārayet  
anugrahaḥ paśūnām hi saṃskāro vidhi-coditaḥ  
(MBh. 12. 35. 28)

『理由なく家畜を殺すなかれ、又殺さしむるなかれ。蓋し家畜を  
慈しむは聖典の教令する浄法なれば』

同じ副詞は又『肉食』との関連においてしばしば言及される。

na pāṇau lavaṇaṃ vidvān prāśnīyān na ca rātriṣu

dadhi-saktūn na bhuñjīta vṛthā māṃsaṃ ca varjayet

(MBh. 13. 107. 86)

『賢者は塩を手にとって食してはならない、又夜間に酪と小麦粉の混合物を食してはならない。更に、理由なき肉食を避くべし』

vṛthā māṃsaṃ na khādeta pṛṣṭha-māṃsaṃ tathaive ca  
ākrośaṃ parivādaṃ ca paiśunyaṃ ca vivarjayet

(MBh. 13. 107. 55)

『濫りに肉を嚼むべからず。背肉（陰口）<sup>70)</sup> も然り、譴責、悪口、両舌も避くべし』

Dhanin は Kapa 達を弁護して次のように言う。

śrīś caiva ramate teṣu dhārayanti śriyaṃ ca te

vṛthā dārān na gacchanti vṛthā māṃsaṃ na bhuñjate

(MBh. 13. 142. 10)

『幸運の女神はKapa達を愛し、彼等も彼女を大事にしています。彼等は理由なく妻と交わらず、又理由なく肉を食べません』

有名な『蓮根窃盗』の物語に次の如く言われている。

vṛthā māṃsaṃ samaśnātu vṛthā dānaṃ karotu ca

yātu striyaṃ divā caiva bisa-stainyaṃ karoti yaḥ

(MBh. 13. 95. 60)

『蓮根を盗める者は、理由なく肉食し、空しく（器に非ざる者に徒らに）布施し、昼間妻と交わる者たれ』<sup>71)</sup>

Śrī が悪魔を捨てた時、その経緯を物語る Indra と Śrī の会話の中に次の様に謳われる。Śrī は彼等が悪の道に走った故に彼等を捨てたと言って、悪習の数々を列挙して言う。

apācayann ātmano 'rthe vṛthā māṃsāny abhakṣayan

(MBh. 12. 221. 62 cd)

『彼らは自分の為に料理せしめ、理由なく徒に肉食なせり』<sup>72)</sup>

(4—3) これとは逆に、『vṛthā に肉食せぬ事』は称賛された。その様な Śūdra は次生に一階級特進して Vaiśya に生まれる事が出来ると言われる。

cauksaś caukṣa-janānveṣi śeṣāna-kṛta-bhojanaḥ

vṛthā-māṃsāny abhuñjānaḥ śūdro vaiśyatvam ṛcchati

(MBh. 13. 131. 29)

『自ら清浄にして、清浄なる人を慕い求め、残飯を食らい、理由なく肉食せざれば、シュードラとてもヴァイシャとなる』<sup>73)</sup>

vṛthā に肉食しない者、即ち祭式の為にのみ肉食する者は『非肉食者』と言われる。

abhakṣayan vṛthā māṃsam amāṃsāśī bhavaty uta

dāna-nityaḥ pavitraś ca asvapnaś ca divāsvapan

(MBh. 12. 214. 11)

『理由なく徒に肉食せぬ者は非肉食者となる。布施を専らとなす者は浄化の具、昼に眠らざる者は（妄りに）眠らざる者となる』<sup>74)</sup>

(4—4) 上に vṛthā の語が ātmano'rtha (自分の為に) と連合している例 (MRh. 12. 221. 62) を見たが、しばしばこの vṛthā の語は『自分自らの為にのみ料理する』という表現と呼応している<sup>75)</sup>。家長期の義務を説いて次の様に言われる。

nātmārthaṃ pācayed annaṃ na vṛthā ghātayet paśūn

na ca tat svayam aśniyād vidhivad yan na nirvapet

(MBh. 3. 2. 56)

『自己の為に食を料理せしむなかれ、理由なく徒に家畜を殺せしむなかれ、掟に従って供える事なく独りそを食するなかれ』

nātmārthaṃ<sup>76)</sup> pācayed annaṃ na vṛthā ghātayet paśūn

(MBh. 12. 235. 5 ab)

『自己の為に食を料理せしむなかれ、理由なく徒に家畜を殺せしむなかれ』<sup>77)</sup>

## V

厳密な意味での『不殺生』は所詮実践不可能であり、又『祭式犠牲』と『人命救助』の際には『殺生』が許されて『殺生に非ず』とされる事情は上に見た通りであるが、同様の緩和策は他の五戒にも見られる。先ずマヌ



法典は肉食も飲酒も性交も人間自然の営みであるとしてそれ自体には過失がないと明言している。

na mām̐sa-bhakṣaṇe doṣo na madye na ca maithune  
pravṛttir eṣā bhūtānām nivṛttis tu mahā-phalā (MS. 5. 56)

『肉食、飲酒、性交に過失ある事なし。そは生類（自然の）営みなれば。されど（それらを）慎めば（更に）大なる果あり（と言うのみ）』

Nivṛtti の Pravṛtti<sup>78)</sup>への優位がここに語られるが、より自然な文脈においてもそれらは許容されていた。以下にそれらを順を追って検討するであろう。

(5—1) 『不妄語』

既述の『生命の尊重』は『不妄語』に対する特例、即ち『嘘も方便』となす考え方にも見られる。筆者は既に他にこの問題を論じたことがあるので、ここでは一句のみ紹介するに留める。<sup>79)</sup>

śūdra-ṛiṭ-kṣatra-viprāṇām yatrartoktau bhaved vadhaḥ  
tatra vaktavyam anṛtaṃ tadd hi satyād viśiṣyate  
(MS. 8. 104)

『真実を語れば四階級の人々のいずれかに殺害の可能性ある場合には虚偽を述ぶべし。そは真実に勝る』

同類の思想はMBh. 1. 77. 16, 3. 200. 3, 8. 49. 29, 8. 49, 53, 12. 110. 18 (prāṇ-ātyaye..) MBh. 12. 85. 25 (prāṇa-trāṇe..) 12. 159. 28 (ātmano jīvitārthe..) にも述べられる。<sup>80)</sup>

(5—2) 『不偷盜』

この様に『不殺生』『不妄語』に抜け道があるとすれば、『盗み』に就いては如何であろうか。先の Viśvāmitra の故事を伝える MBh. 12. 139にも再三再四 āpatsu vihitam steyam (37), steyam kāryam ito mayā (36), na steya-doṣam pāsyāmi (39) の句が出て、火急時にそれが容認されているのを見たが、次の章句は『師の為』であれば盗みも罪にならないと言っている。

steyam kurvam̐s tu gurv-artham āpatsu na nibadhyate

(MBh. 12. 35. 23 ab)

『火急時に師の為に盗み為すとも（罪に）縛られず』

(5—3) 『不飲酒』

同一文脈中には『不飲酒』に就いても柔軟性が示されている。

prāṇātyaye tathājñānād ācaran madirām api

acodito dharma-paraḥ punaḥ saṃskāram arhati (MBh. 12. 35. 20)

『生命の危機において、又故意に非ずんば、飲酒なすとも（可なり）。されど（必要に）迫られるに非ずんば、人の道を尊しとなす者は、浄化の要あり』

Text の伝承が不分明で文意尚詳らかでないが、飲酒に特例を設けている事は確実と思われる。ここに acodita とあるのは『故意に飲めば浄化の要あり』の義と取るべく、それは上の行の prāṇātyaye, ajñānād に対応していると思われる。

(5—4—1) 『梵行』

最後に『梵行』に就いては如何であろうか。『適時に正妻と交われば梵行者』となす思想も叙事詩その他に見え、それは『不邪淫』に通じている。もとより『梵行』(brahmacarya) もその概念規定によって、意味合いが自ずから異なって来る道理であるが、<sup>81)</sup> 既述の『肉食するも肉食者に非ず』と謳っている同一の文脈に『童貞梵行』の柔軟な定義が見える。

homa-kāle tathā juhvann ṛtu-kāle tathā vrajan

ananya-strī-janaḥ prājño brahmacārī tathā bhavet

(MBh. 12. 186. 11)

『護摩時に護摩為し、適時に（正妻に）近づき、他の女性に交わる事なき賢者は梵行者たるべし』<sup>82)</sup>

bhāryām gacchan brahmacārī ṛtau bhavati brāhmaṇaḥ

(MBh. 12. 214. 10 ab)<sup>83)</sup>

『適時(ṛtu)に妻に近づけば、そのバラモンは梵行者となる』<sup>84)</sup>

(5—4—2) 『師の床を汚すも可なり』

のみならず、『師の床を穢す』(guru-talpaga) 罪にも抜け道が用意さ

れていた。有名な Uddālaka の息子 Śvetaketu は実は『師の床を穢した』弟子の胤であった。

guru-talpaṃ hi gurv-arthe na dūṣayati mānavam  
uddālakaḥ śvetaketuṃ janayāmāsa śiṣyataḥ  
(MBh. 12. 35. 22)<sup>85)</sup>

『師の為に師の妻と交わるも人を穢さず。Uddālaka は Śvetaketu を弟子に生ましめたればなり』

## VI

ところで、我々が最初に提起した『不殺生』の文献学的研究と現代的課題との接点はどのようになったであろうか。最後にこの点に就いて一言しなければならぬ。

既述の様に、厳密な意味における『不殺生』は実行不可能で、人間が生きて行く限り『殺生』は不可避である。Schmithausen はこの現実を the uncomfortable truth と呼んだ。実践不可能な徳目を宣揚する事は無意味で、そこには Schmithausen の言う practicability<sup>86)</sup> との妥協が必要とされる。

その様な視点から考察を進める時、浮上してくるのは vṛthā の概念である。上来しばしば関説した通り、『祭式犠牲』(yajña) と『生命救助』(āpad) の必要のある場合には『殺生』は許される。前者は特殊的大義名分であり、後者は普遍的人類的大義名分である。しかしそれら二つの条件が欠如している場合には『殺生』は禁じられ、それは『羅刹の道』として斥けられた。<sup>87)</sup>

必要でもないのに、大義名分も立たないのに、徒に (vṛthā) 動物を殺し (ālambhana)、植物を伐採する (cheda, chedana) 事が古典インドの『不殺生』であれば、それは現代の問題に連なるであろう。蓋し『自分の為 (ātmārtha)』に『不必要に (vṛthā)』に動物を殺害し、植物を伐採する場合、そこに人間の『意思』(vṛ-) 乃至『悪意』<sup>88)</sup> が明瞭に看取される故である。<sup>89)</sup>

## 註

本稿はもと1982年度早大大学院梵文原典講読に筆者が用意した草稿に基づいている。ここにその授業に参加された高橋明、小川信良、伊藤千賀子氏を初めとする学生諸君に深甚なる謝意を表す。尚、本稿は1996-98年度、三菱財団助成研究「宗教と環境問題」の研究成果の一部である。

- 1) Cf. Schmithausen 1991, 1991b, 1995, 1996, 1997.
- 2) 原 1968.
- 3) Hara 1986.
- 4) Alsdorf 1965. p. 7 (note 1). 三種浄肉に就いては Prasad 1975, 下田 1989 とその注1-2 (pp. 16-17) 及び Schmithausen 1991 (2) pp. 70-71. 但し MBh. 13. 115. 36-9には Mārkaṇḍeyaの『三種殺害』(trividha vadha) が説かれている。Cf. Also MS. 5. 51.
- 5) Cf. AS. 1. 3. 13, Vasiṣṭha 4. 4 (Schmidt p. 628)
- 6) Cf. Kane HDhS. V-2, pp. 1419-1424 and Spera 1982 pp. 8-9.
- 7) Mehendale 1970 p. 423.
- 8) Cf. *ahiṃsā paramo dharmas tathāhiṃsā paro damaḥ  
ahiṃsā paramaṃ dānam ahiṃsā paramaṃ tapaḥ (37)  
ahiṃsā paramo yajñas tathāhiṃsā paraṃ balam  
ahiṃsā paramaṃ mitram ahiṃsā paramaṃ sukham  
ahiṃsā paramaṃ satyam ahiṃsā paramaṃ śrutam  
(MBh. 13. 117. 38. cf. IS. 819-20)*
- 9) Cf. *yathā nāga-pade 'nyāni padāni pada-gāminām  
sarvāṅy evāpidhīyante pada-jātāni kauñjare  
evaṃ sarvam ahiṃsāyāṃ dharmārtham apidhiyate  
(MBh. 12, 237. 18-19 ab=/=13. 115. 6). Cf.  
Halbfass 1983, p. 19 note 4.*
- 10) 仏教の肉食禁止の由来に就いては下田 1990.
- 11) Mehendale 1970 p. 423.
- 12) Alsdorf 1961, p. 5, Schmithausen 1994, p. 184 and 196 (note 32), 川崎 1985 pp. 177-8 and 182 (注16)
- 13) Cf. Wezler 1978, pp. 101ff. and Bhatt 1994 78-88.
- 14) 辻 1978, pp. 22-27, Schmidt 1966, pp. 644ff., Schmithausen 1991 (2), p. 97, notes 539-540, 1995 pp. 47-8.
- 15) Schmidt 1966 pp. 649 ff.
- 16) Cf. MS. 5. 33 cd (*jagdhvā hy avidhinā māṃsam pretas tair adyate 'vaśaḥ*)
- 17) Alsdorf 1961 pp. 18-20, Cf. also Mehendale 1970, p. 420.
- 18) 鎧 1989 186-8. Scharfe 1968 pp. 291-297. 尚、ahiṃsā の研究史としては、Bhatt 1994, pp. 139-176が最も優れている。

- 19) 後述する (MBh. 12. 15. 20-22) 如く、*prāṇasyānnaṃ idaṃ sarvaṃ* の句は叙事詩にも見えるが、他に MBh. 12, 10. 6 にも繰り返される。Cf. also MBh. 12, 260. 19 (*prāṇasyānnaṃ*) and 原 1971, p. 15.
- 20) Cf. Hopkins 1889, p. 64, Alsdorf 1961, pp. 30ff. (Alsdorf はこの部分を MBh. の古層に属するとする) and Mehendale 1970, p. 422. Cf. also Biardeau-Malamoud 1976, pp. 135-138, Hazra 1975, p. 237, Proudfoot pp. 156 and 244, Wilhelm 1991 p. 9. 尚、この *dharma-vyādha* は Vidura と共に Śāṅkara ad Brahmasūtra 1. 3. 38にも言及されている (*yeṣāṃ punaḥ pūrva-kṛta-saṃskāra-vaśād vidura-dharmavyādha-prabhṛtinām jñānotpattis teṣāṃ na śakyate phala-prāptiḥ pratiśedham*). Cf. Sawai, 1986, p. 381.
- 21) 池田 1935 pp. 514 ff.
- 22) 中村 1959 pp. 55 ff.
- 23) Cf. MBh. 6. 40. 47-48. cf. Malinar 1996, p. 376.
- 24) Cf. MBh. 12. 254. 44ad (=MS. 10. 84). Cf. also Kane HDhS. II. pp. 124-6, Schmidt 1966, pp. 632ff., Mehendale 1970, p. 422, Jaini 1979 p. 172, Ritschel 1973 p. 180, Buddhacarita 5. 5-6. Alsdorf 1961, p. 31 note 3, Proudfoot 1987 pp. 122 and 228 Schmithausen 1991b pp. 47 (notes 273, 275)、73, 75 and 1997, p. 22, 仏本行集経 12 (大正3. 705c) 池田 1935 p. 493, 中村 1959 pp. 48ff, 山崎 1988 pp. 10-11.
- 25) Malinar 1996. P.70 (MBh. 5. 28. 2)
- 26) Cr. MS. 6. 69.
- 27) Cf. MS. 7. 18.
- 28) Biardeau, 1994 pp. 130ff.
- 29) Cf. MS. 5. 28-30, MBh. 10. 17. 18. 12. 10. 6. 12. 260. 19-21 原 1971 pp. 530ff.
- 30) Biardeau 1994 p. 133.
- 31) Schmithausen 1991 p. 26 (34) and p. 29 note 150 (“the uncomfortable truth”) and 1997 pp. 21ff. (“practicability”).
- 32) これとは逆に 『他の肉によって己が肉を肥やす者』 (*svamāṃsaṃ paramāṃsena yo vardhayitum icchati*) の未来は危うい (MBh. 13. 116. 14 and 34, cf. 13. 117. 10)
- 33) 山崎 1988 p. 4, 1989, pp. 4-6.
- 34) この物語は古く池田澄達氏によって本邦に紹介された。池田 1944, pp. 37-40.
- 35) この聖仙が犬の肉を食べた物語は後述する様に、MS. 10. 108にも述べられるが、仏典にもこの故事はしばしば言及される。Cf. Nāgānanda 4. 14 and Bodhisattvayogācāracaṭuṣṭakāṭikā ed., by K. Suzuki (鈴木晃信)

- (Tokyo 1994) p. 50 lines 12-15.
- 36) Cf. Suttanipāta 427 (Namuci).
- 37) cf. yajñārthe paśavaḥ sṛṣṭā ity api śrūyate śrutih  
ato 'nyathā pravṛttānām rākṣaso vidhir ucyate (MBh. 13. 117. 15)
- 38) Schmidt, pp. 630-631.
- 39) Alsdorf 1962. p. 18 (note 1) and Wezler 1978 p. 82.
- 40) Schmithausen 1991 p. 16 (21. 2), 1991 (2) p. 100 (36. 5. 3) 1994 p. 185  
(notes 39-41), 1995 pp. 65 and 67 (Wiedergeburt als Tier als Strafe), 1997  
pp. 28ff.
- 41) Kane HDhS. 4. p. 153.
- 42) Schmithausen 1991 (2) p. 97 notes 536-538.
- 43) Mehendale 1970 pp. 422-23 and Schmithausen 1995 p. 47 note 18.
- 44) Mehendale 1970 p. 421.
- 45) 『殺された獣が天界に赴くなら、父を殺して天界に送るべし』とは唯物論者の議論である (Halbfass 1983 p. 17 note 82 and 1991 p. 113 note 117).  
paśuś cen nihataḥ svargaṃ jyotiṣṭome gamiṣyati  
svapitā yajamānena tatra kasmān na hiṃsyate  
(Sarvadarśanasamgraha. 1. 3)  
類句は以下のものにも見える。  
nihatasya paśor yajñe svarga-prāptir yadiṣyate  
svapitā yajamānena kiṃ nu kasmañ na hanyate  
(Prabodhacandrodaya 2. 20)  
Cf. Viṣṇu Purāṇa 3. 18. 27, which reads *tasmān* for *kasmān* in d.  
尚動物の境位が悲惨であり、そもそも前世の悪業の結果であるとなす思想は随所に見える (Schmithausen 1997 pp. 17 note 103) and pp. 28ff. (The State of Animals) が、これを更に押し進めれば有名な saṃsāra-mocaka の概念に連なる道理である。  
saṃsāra-mocaka (輪廻解放者) については、Kawasaki 1975, Wezler 1976 pp. 335ff., Halbfass 1983, pp. 10ff., 1991 pp. 97ff., Schmithausen 1991, p. 47 note 258, 1994, p. 189 (note 98), 1996 p. 74 and his notes 89 and 91 (pp. 92-3), 尚、Pali Peta-vatthu の注釈には、Magadha 国の二つの村 (Itṭhakāvati と Dīgharāji) に沢山の saṃsāra-mocaka が住んでいた事を伝えている (Peta-Stories translated by U Ba Kyaw SBB. 34 (London 1980) pp. 73 and 82. (Halbfass 1991, p. 121)).
- 46) Alsdorf 1962 pp. 61ff.
- 47) 下田 1991, pp. 546ff. 尚、叙事詩にも肉を美味 (MBh. 13. 115. 14, 116. 9, 117. 3 and 6)、疲労回復に効ありとなす章句が散見する (MBh. 13. 117. 6-8)。

- 48) Sternbach 1965 part 1, p. 287.
- 49) 矢野 1988 p. 65, Zimmermann 1982 pp. 211-213 (赤松 1994 pp. 157ff).  
Cf. also Jaini 1979 p. 171 (*ārambhajā hiṃsā*).
- 50) Cf. *sva-māṃsaṃ para-māṃsair yo vivardhayitum icchati nāsti kṣudrataras tasmān na nṛṣaṃsataro naraḥ* (MBh, 13. 117. 10)  
Cf. also MBh. 13. 116. 14, 349b Cf. MBh, 13. 117. 15 cd.
- 51) Cf. MBh. 13. 116. 51 (*rakṣovat*) 13. 117. 15 (*rākṣaso vidhiḥ*)
- 52) Cf. MBh. 12. 186. 13. 尚、*pr̥ṣṭha-māṃsa* (背肉、陰口) との列挙は MBh. 13. 107. 55にも見える。この語の解釈に就いては次章参照。
- 53) Cf. Jaini 1987 p. 118. 尚、戦争=祭式、武人=Yajamāna, それ故に武人が戦争に於いて敵を殺すは「不殺生」となす Biardeau の議論については Malinar 1996, p. 48 参照。
- 54) Krottenthaler 1996 pp. 23ff.
- 55) Cf. Wilhelm 1991 pp. 11ff.
- 56) Cf. Zimmermann 1982 pp. 203-4 (赤松 1994, 149)
- 57) Krottenthaler 1996 pp. 13-23.
- 58) Cf. MBh. 1. 11. 15-16 (Biardeau 1988 p. 79).
- 59) Biardeau 1988 pp. 89-91.
- 60) Cf. MS. 7. 87-89 and Spera 1982 p. 8, note 6.
- 61) 原 1971.
- 62) Jaina 教に於ける正当防衛のための「力の行使」(*virodhī hiṃsā*) については、Jaini 1979 pp. 171 and 314.
- 63) Kṣatriya の肉食については Kane HDhS. II -2, pp. 780ff.
- 64) *vṛ-thā* (nach Lust) の語源 (cf. *pr̥ṣṭhak*) には今は触れない。唯、*vṛthā*=必要以上となして、『貯蔵』を禁止する叙事詩の文脈を挙げれば次の如くである。
- traivārṣikād yadā bhaktād adhikaṃ syād dvijasya tu yajeta tena dravyeṇa na vṛthā sādheyed dhanam* (MBh. 13. 47. 22)  
『バラモンが3年間 (その家族が) 食するに足る以上の財を有する場合、彼はその財産で祭式を催すべきである。彼は財産を必要以上に獲得してはならない (貯金不可)』
- evam etat samuddiṣṭaṃ dharmeṣu bhatarṣabha etad dharmam anusmṛtya na vṛthā sādheyed dhanam* (MBh. 13. 47. 26)  
『この (相続に関する) 掟に思いを致し、徒に財産を獲得してはならない』
- 尚、*vṛthātyā* の合成語は MS. 7. 47に王の10悪として言及される。
- 65) Cf. 原 1992.
- 66) Cf. *vṛkṣa-gulma-latā-vīruc-chedane japyāṃ ṛk-śatam*

syād oṣadhi-vṛthā-chede kṣīrāśī go'nugo dinam (YS. 3. 276)

Mitākṣarā は yajñādy-adṛṣṭārthaṃ vinā chedane と注している。Cf. also Sternbach 1965 p. 340 (wantonly, intentionally)

- 67) Cf. Schmithausen 1991 (2) pp. 25-26 (intentional killing : unintentional killing).
- 68) 祖先祭に在って祖先は肉を好むと言われる (MBh. 13. 116. 1-2 āmiṣa-kāṅkṣin)
- 69) sam-ā-labh- (殺) に就いては Oertel 1994 (Euphemismen) pp. 1507 ff., Schmithausen 1991 (2) pp. 9, 19, 27 (anārambha), 66. See Index p. 120.
- 70) pṛṣṭha-māṃsa の2様の解釈 (背で荷を運ぶ動物の肉と陰口) に就いては Klein-Terrada 1980 p. 22 note 64.
- 71) Cf. Klein-Terrada 1980, pp. 42 ff. (and also pp. 16-17)
- 72) 祭式においても、肉食は必要最低限度に留むべきであった。動物犠牲に批判的な Vicakṣnu 王は、『不殺生』を説き、ヴィシュヌ信仰を讃美して次の様に謳っている。

yadi yajñāṃś ca vṛkṣāṃś ca yūpāṃś coddīśya mānavāḥ

vṛthā māṃsāni khādanti naiṣa dharmāḥ praśasyate (MBh. 12. 257. 8)

『人々が祭式、(聖) 樹、祭柱に事寄せて、無闇に肉を食べば、そは法として讃えらず』

- 73) この種の、人は生まれよりも行いを重視する極めて進歩的な考え方に就いては Strauss 1983 p. 330 and Hacker 1978 pp. 352 ff. 参照。
- 74) Cf. 13. 98. 12. 尚、類似の不眠者、非肉食者、浄化の具の連立に就いては MBh. 12. 214. 6, 13. 93. 8.
- 75) 先に MS. 5. 31に『祭式の為に非ずんば、そは羅刹の道なり』と言われていたのを見たが、羅刹は『vṛthā に私腹を肥す』と言われる、羅刹 Hidimba を殺すに際して Bhīma は彼に次の様に言う。

vṛthā māṃsair vṛthā puṣṭaḥ vṛthā vṛddho vṛthāmatih

vṛthā maraṇam arhas tvam vṛthādya na bhaviṣyasi (MBh. 1. 142. 25)

- 76) Malinar 1996 p. 160, note 10 (ātma-kāraṇāt BhG. 3. 13, TB. 2. 8. 8. 3 kevalādī)
- 77) 『非肉食者礼讃』の句は MBh. 第13巻に顯著で就中 13. 116-117に強調される。
- MBh. 13. 105. 27 (amāṃsādā), MBh. 13. 110. 85 (amāṃsāsī), MBh. 13. 116. 11, 13. 116. 28 (amāṃsa-bhakṣaṇa).
- 78) Cf. Strauss 1983 pp. 11-153, Bailey 1985.
- 79) Cf. Hara 1997 pp. 516-519. 原 1997 pp. 84-85 (note 23).
- 80) Cf. MBh 12. 214. 10 (ṛta-vādī sadā ca syāj jñāna-nityaś ca yo naraḥ), 13. 93. 7 (ṛta-vādī sadā ca syān niyataś ca sadā bhavet), 11 (ṛta-vādī sadā



ca syād dāna-śīlaś ca mānavah)

- 81) brahmacarya は ūrdhvaretas と異なり、eine momentane oder zeitlich befristete Befolgung eines keuschen Lebenswandels (Shee 1986, p. 328) と解釈される。
- 82) Cf. MBh. 13. 148. 15.
- 83) Cf. MBh. 3. 1991. 12 cd=/= 13. 93. 11 ab.
- 84) Cf. Praśna Upaniṣad 1. 13 (昼と夜は造物主なり。昼は彼の命、夜は食なり、昼に愛を享受する者は命を減らし、夜に愛を享受する者は梵行なり』)
- 85) Cf. Meyer 1971 p. 162.
- 86) Schmithausen 1991 (2) pp. 72, 73, 75 (daily needs), 77, 78, 102, 103.
- 87) Cf. saṃkalpajā hiṃsā : ārambhajā hiṃsā in Jainism (Jaini, 1979 pp. 170 ff.)
- 88) それは又しばしば rāga の語によって示された (Cakrapāṇidatta ad Caraka 1. 8, 28)。rāga は又、Kāma-sūtra においても排斥されている (7, 2. 53-54, 54, 57, 59)。
- 89) 燃料用の生木の伐採 (avapātana) は upapātaka の一つに数えられ (MS. 11. 64), 又果樹その他を伐採 (chedana) する際には讃歌百唱が義務づけられていた (japya) (MS. 11. 142)。

#### Bibliography:

- Alsdorf 1961 : L. Alsdorf, *Beiträge zur Geschichte von Vegetarisums und Rinderverehrung in Indien* (Wiesbaden 1961)
- Bailey 1985 : G. Bailey, *Materials for the study of Ancient Indian Ideologies ; Pravṛtti and Nivṛtti* : (Torino 1985)
- Bhatt 1994 : B. Bhatt, *Ahiṃsā in the Early Religious Traditions of India*, Centre for Indian and Inter-religious Studies (Rome 1994).
- Biardeau 1988 : M. Biardeau, "The salvation of the king in the Mahābhārata," *Way of Life, King, Householder, Renouncer*, Essays in Honour of L. Dumont ed., by T. N. Madan (Delhi 1988) pp. 75-97.
- Biardeau 1994 : M. Biardeau, "Le Brahmanisme ancien, ou la non-violence impossible," *Violences et non-violences en inde*, Collections Puruṣārtha 16

- Paris 1994, pp. 125-139.
- Biardeau-Malamoud 1976 : M. Biardeau et Ch. Malamoud, *Le sacrifice dans l'inde ancienne* (Paris, 1976).
- Hacker 1978 : P. Hacker, *Kleine Schriften*, herausgegeben von L. Schmithausen (Wiesbaden 1978)
- Halbfass 1983 : W. Halbfass, *Studies in Kumārila and Śaṅkara* (Reinbek 1983)
- 1991 : W. Halbfass, *Tradition and Reflection* (SUNY 1991)
- Hara 1986 : M. Hara, "A Note on the Pāśupata Concept of ahimsā," *Rtam* vols. XVI-XVIII, *Shri Gopal Chandra Sinha Commemoration Volume* (Lucknow 1986) pp. 145-154.
- Hara 1997 : M. Hara, "A Note on dharmasya sūkṣmā gatiḥ," *Beyond Orientalism. Poznan Studies in the Philosophy of the Sciences and the Humanities* 59, 1997, pp. 515-532.
- Hazra 1975 : R. C. Hazra, *Studies in the Purāṇic Records on Hindu Rites and Customs*, 2nd ed, (Delhi 1975)
- Hopkins 1889 : E. W. Hopkins, "The Social and Military Position of the Ruling Caste in ancient India," *JAOS* 13 1889, pp, 57-376.
- Jaini 1979 : P. S. Jaini, *The Jaina Path of Purification* (Berkeley and Los Anseles 1979)
- Jaini 1987 : P. S. Jaini, "Values in Comparative Perspective : svadharmā versus ahimsā," *Śramaṇa Vidyā, Studies in Buddhism*, Prof. J. Upadhyaya Commemoration Volume (Sarnath, Varanasi 1987) pp. 111-122.
- Kawasaki 1975 : S. Kawasaki, "A Reference to Maga in the Tibetan Translation of the Tarkajvālā (*IBK.* 23 1975) pp. 1103-1097.
- Klein-Terrada 1980 : R. Klein-Terrada, *Der Diebstahl der Lotusfasern* (Wiesbaden 1980)
- Krottenthaler 1996 : R. Krottenthaler, *Die Jagd im alten Indien* (Frankfurt 1996)
- Malinar 1996 : A. Malinar, *Rājavidyā : Das königliche Wissen um Herrschaft und Verzicht* (Wiesbaden 1996)

- Meyer 1971 : J. J. Meyer, *Sexual Life in ancient India* (India reprint, Delhi 1971)
- Mehendale 1970 : M. A. Mehendale "Ahimsā and the Spread of Vegetarianism in India," *Humanist Review* 1970, pp. 415-426.
- Oertel 1994 : H. Oertel *Kleine Schriften* herausgegeben von H. Hettrich und Th. Oberlies (Stuttgart 1994)
- Proudfoot 1987 : I. Proudfoot, *Ahimsā and a Mahābhārata Story* (Canberra 1987)
- Prasad 1975 : Ch, Sh. Prasad, "Meat-Eating and the Rule of tikotiparisuddha," *Studies in Pali and Buddhism in memory of Bhikkhu Kashyap*, ed., by A. K. Narain (Delhi 1975) pp. 289-295.
- Ritschel 1973 : E. Ritschel, *Studien zum Kauṭīlye Arthaśāstra* (Berlin 1973)
- Sawai 1986 : Y. Sawai, "Śaṅkara's Theory of Saṃnyāsa" *JIP*. 14 pp. 371-387.
- Scharfe 1968 : H. Scharfe, *Untersuchungen zur Staatsrechtlehre des Kauṭalya* (Wiesbaden 1968)
- Schmithausen 1991 : L. Schmithausen, *Buddhism and Nature* (Tokyo 1991)
- 1991(2) : *The Problem of the Sentience of Plants in Earliest Buddhism* (Tokyo 1991)
- Schmithausen 1994 : "Buddhism and Environmental Ethics : Some Reflections," Dharmakaya Foundation, *Proceedings Buddhism into the Year 2000 Studies in Buddhology, Philosophy and Buddhist Scriptural Language*, presented by leading scholars worldwide (Dharmakaya Foundation, Patumthani 1994) pp. 181-202.
- Schmithausen 1995 : "Mensch, Tier und Pflanze und der Tod in den älteren Upanishaden," *Im Tod gewinnt der Mensch sein Selbst*, hrsg. G. Oberhammer (Wien 1995) pp. 43-74.
- Schmithausen 1996 : "Buddhism and Ecological Responsibility," *The Stories They Tell*, A dialogue among philosophers, scientists and environmentalists, edited by Lawrence Surendra Klaus Schindler

- Prasanna Ramaswamy, *Earthworm Books* (Madras 1996), pp. 57-93.
- Schmithausen 1997 : "The Early Buddhist Tradition and Ecological Ethics," *Journal of Buddhist Ethics* 4, (1997) , pp. 2-74
- Shee 1986 : M. Shee, *tapas und tapasvin in den erzählenden Partien des Mahābhārata* (Reinbek 1986)
- Spera 1982 : G. Spera, *Notes on Ahimsā* (Torino 1982)
- Sternbach 1965 : L. Sternbach, *Juridical Studies in Ancient Indian Law* (Delhi 1965)
- Strauss 1983 : O. Strauss *Kleine Schriften*, herausgegeben von F. Wilhelm (Wiesbaden 1983)
- Wezler 1976 : A. Wezler, "Zur Proklamation religiös-weltanschaulicher Toleranz bei dem indischen Philosophen Jayantabhaṭṭa," *Saeculum* 27 1976 pp. 329-348.
- Wezler 1978 : A. Wezler, *Die wahren "Speiseresteesser"* (Skt. vighasāsin) Wiesbaden 1978.
- Wilhelm 1991 : F. Wilhelm, "Hunting and the Concept of Dharma," *Rules and Remedies in Classical Indian Law* ed., by J. Leslie, Panels of the VIIth World Sanskrit Conference vol. IX (Leiden 1991) pp. 7-16.
- Zimmermann 1982 : F. Zimmermann, *La jungle et le fumet de viandes* (Le Seuil 1982).
- 赤松 1994 : 赤松明彦 『菜食主義と非暴力についてのノート』 現代思想 (青土社) 1994 六月号 pp. 144-162.
- 原 1968 : 原実 『灰』 東京大学文学部研究報告 『哲学論文集』 昭和43年 pp. 448-384 (3-67).
- 原 1971 : 原実 『文武』 日本仏教学会年報 36 1971 pp. 1-31.
- 原 1972 : 原実 『古典インドの運命観』 東京大学文学部研究報告 『哲学論文集』 第2、昭和47年 pp. 1-319.
- 原 1992 : 原実 『古代インドの無数表現』 年報人間文化 2 (神戸学院大学、人文学会) 1992 pp. 1-8.
- 原 1997 : 原実 『Tvam-古典梵語2人称不敬代名詞』 イン

- ド思想史研究 9 (京都 1997) pp. 78-92.
- 池田 1935 : 池田澄達 『摩訶婆羅多に於ける仏教の影響歟』  
仏教学の諸問題 (仏誕2500年記念学会) (岩波書店 昭和10年) pp. 489-547.
- 池田 1944 : 池田澄達 マハーバーラタとラーマーヤナ (日本  
評論社 昭和19年)
- 川崎 1985 : 川崎信定 『肉食と Bhāvaviveka』 東方 1  
(1985) pp. 174-184.
- 中村 1959 : 中村元 宗教と社会倫理 (岩波書店、昭和34年)
- 下田 1989 : 下田正弘 『三種の浄肉再考 — 部派における肉食  
制限の方向 —』 仏教文化学術増刊号 25 1989  
東京大学仏教青年会 pp. 1-21.
- 下田 1990 : 下田正弘 『東アジア仏教の戒律の特色』 東洋学  
術研究 29 1990, pp. 98-110.
- 下田 1991 : 下田正弘 『部派における「薬」としての肉食の  
諸相』 前田専学博士還暦記念論集 (春秋社  
1991) pp. 543-553.
- 辻 1978 : 辻直四郎 古代インドの説話 (春秋社 昭和53  
年)
- 矢野 1988 : 矢野道雄 インド医学概論 (朝日出版社 1988)
- 山崎 1988 : 山崎元一 『古代インドのバラモン — 窮迫時の法  
をめぐって —』 東洋学報 69 1988, pp. 1-26.
- 山崎 1989 : 山崎元一 『マハーバーラタの窮迫時法 贖罪法』  
東洋史研究 48 1989 pp. 1-19
- 鎧 1989 : 鎧 淳訳 ナラ王物語 (岩波文庫) 1989.

## Abbreviations

- AS. : Artha-śāstra (R. P. Kangle, ed. Bombay 1960)
- IS. : Indische Sprüche von O. Böhtlingk (Osnabrück Reprint  
1966)
- Kane HDhS. : P. V. Kane, History of Dharmaśāstra I—V (Poona  
1930-1962)
- MBh. : Mahābhārata (Poona Critical Edition)
- MS. : Manusmṛti (Nirnaya Sagar Press, Bombay 1946)
- NS. : Nīṭisāra of Kāmandaka (Trivandrum Sanskrit Series 14,  
1912)
- VS. : Viṣṇusmṛti (Adyar Library Series 93, 1964)
- YS. : Yājñavalkyasmṛti (Nirnaya Sagar Press, Bombay 1949)